

浜田市建設工事総合評価方式試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市が発注する建設工事に係る総合評価方式による入札の実施に関し、浜田市契約規則（平成17年浜田市規則第59号。以下「契約規則」という。）、浜田市入札執行要領（平成17年訓令第21号。以下「執行要領」という。）、浜田市建設工事等競争入札参加者選定要領（平成17年訓令第22号。以下「選定要領」という。）、浜田市建設工事簡易型一般競争入札実施要綱（平成20年浜田市告示第48号。以下「簡易型一般競争入札要綱」という。）、浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成17年浜田市訓令第23号。以下「低入札調査要領」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、簡易な施工計画等を含む技術提案、同種工事の経験及び工事成績等価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。

(総合評価方式の適用区分)

第3条 総合評価方式は、当該工事の技術的工夫の余地の大小、社会的要請への対応、将来の維持管理、工事に伴う補償費等を考慮して次の各号のうちから適した方式を選択する。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事においては、特別簡易型総合評価方式（以下「特別簡易型」という。）とする。
- (2) 高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事においては、簡易型総合評価方式（以下「簡易型」という。）とする。
- (3) 普通程度の技術的な工夫の余地があり、施工上の一般的な技術提案を求めるべき工事においては、標準型総合評価方式（以下「標準型」という。）とする。
- (4) 技術的な工夫の余地が大きく、高度な技術や優れた工夫を含む技術提案を求めるべき工事においては、高度技術提案型総合評価方式（以下「高度型」という。）とする。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準には、総合評価の項目、各項目の得点配分、評価の

方法及び落札者の決定方法を次のとおり定める。

- (1) 総合評価の項目 簡易な施工計画、発注者が示す技術課題、企業実績、技術者資格・能力、地域貢献度、地理的条件等から工事の目的及び内容により必要となる技術的要件に応じて設定する。
- (2) 各項目の得点配分 総合評価の項目の重要度等に応じて定めるものとする。
- (3) 評価の方法 前号の各項目の得点合計（以下「加算点」という。）に標準点（100点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除した値（以下「評価値」という。）をもって評価する。
技術評価点＝標準点（100点）＋加算点
評価値＝技術評価点／入札価格
- (4) 落札者の決定方法 第9条に規定する選定要領に定める請負審査会又は資格審査会の議を経て、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじによる。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - イ 第14条の技術提案が発注者の示す標準案と同等以上であること。
 - ウ 低入札調査要領において失格等とならないこと。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第5条 総合評価方式を実施するに当たっては、落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項についてあらかじめ学識経験者2人以上から意見を聴かなければならない。

2 前条の基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときには意見を聴かなければならない。

3 学識経験者から意見を聴くため、浜田市総合評価審査委員会（以下「総合評価委員会」という。）を設置する。

4 前項の総合評価委員会は、当面の間、島根県が設置する総合評価審査委員会へ委嘱をもってこれに代える。

（入札の公告等）

第6条 総合評価方式で発注しようとする場合は、契約規則第3条第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を加えて、掲示その他の方法により公告するものとする。

- (1) 総合評価方式の適用工事である旨

- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準等
 - (3) 提出を求める技術資料の内容及びその提出期限等必要事項
 - (4) 資料作成説明会の有無
 - (5) ペナルティ
 - (6) その他必要な事項
- 2 入札公告とは別に入札説明書を作成した場合は、掲示その他の方法により公告するものとする。

(競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出)

第7条 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び技術資料を所定の期限までに島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出しなければならない。

- 2 資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等は返却しない。
- 3 提出された資料等は、提出者に無断で競争参加資格の確認以外の用途に使用してはならない。
- 4 期限までに確認申請書及び技術資料を提出しない者は、当該競争に参加することができないものとする。
- 5 資料に虚偽の記載をした者に対しては、浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年浜田市告示第9号）に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 6 確認申請書及び技術資料の受付期間、問合せ先及び第1項から前項までの旨その他必要と認められる事項は公告において明示するものとする。

(質問等)

第8条 設計図書、技術資料等に対する質問は、所定の期限までに原則として電子調達システムにより行う。

- 2 前項の質問に対する回答は、原則として電子調達システムへの掲載により行う。

(総合評価方式競争参加資格等の審査会)

第9条 競争参加資格、落札者決定基準等総合評価に必要な事項及び技術評価点の決定については、選定要領に定める請負審査会又は資格審査会（以下「競争参加資格審査会」という。）において行うものとする。

(技術審査会)

第10条 競争参加資格、落札者決定基準等総合評価に必要な調査及び事前審査を行うため、技術審査会を置くものとする。

2 前項に定める技術審査会に関し、必要な事項は別に定める。

(特別簡易型及び簡易型における競争参加資格の確認)

第 11 条 特別簡易型及び簡易型における競争参加資格の有無については、第 17 条第 1 項に規定する入札後の競争参加資格審査会の議を経て確認するものとする。

2 前項の確認において、競争参加資格がないと認められた者については、競争参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

3 前 2 項の旨は公告において明示するものとする。

(標準型及び高度型の競争参加資格の確認)

第 12 条 標準型及び高度型の競争参加資格の有無については、競争参加資格審査会の議を経て確認するものとする。

2 前項の確認は、全ての申請者に対し、確認申請書及び技術資料の提出期限の日をもって行うものとする。

3 競争参加資格を確認したときは、原則として、確認申請書及び技術資料の提出期限の翌日から起算して 14 日（浜田市の休日を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に定める休日を含まない。）以内に、その結果を競争参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

4 前 3 項の旨は公告において明示するものとする。

(競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第 13 条 競争参加資格の確認及び参加資格がないと認められた者に対する理由の説明については、選定要領及び簡易型一般競争入札要綱に準じる。

(技術提案)

第 14 条 入札参加希望者は、発注者が示す課題について、発注者が示す施工方法等の標準的な仕様（以下「標準案」という。）を上回る方法で施工する意志がある場合は、その内容を示した技術提案を提出する。

2 前項の技術提案が採用されなかった場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合はその旨もあわせて記載する。

3 技術提案をせず、標準案により施工しようとする場合はその旨記載する。技術提案がない場合には、減点することができる。

(技術提案の審査)

第 15 条 技術提案を含む技術資料の審査は、技術審査会であらかじめ審査した結果を基に、競争参加資格審査会において行うものとする。

2 技術提案の加算点を与えるのは履行状況が具体的に確認、検査できるものに限る。

3 技術提案については競争参加資格審査会において採否を決定し、提出者に通知するものとする。この場合において、当該技術提案を採用しない場合は、その理由も記載するものとする。

4 技術提案で否と評価した提案項目以外は実際の施工においては評価の有無にかかわらず、実施の有無を有する。

(技術提案の不採用理由の説明要求)

第 16 条 前条第 3 項の規定により不採用の通知を受けた者は、所定の期限までに書面を持参することにより不採用理由の説明を求めることができる。

2 前項の説明要求に対する回答は、競争参加資格審査会の議を経て書面により行うものとする。

(技術提案の改善)

第 17 条 技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合又は一部の不備を解決できる場合は、提案者に対し、期限を定めて技術提案の改善を求めることができる。

2 前項の技術提案の改善を求めることができるのは、標準型又は高度型に限る。

3 技術提案の改善に係る過程については、契約後速やかにその概要を公表するものとする。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第 18 条 高度型による場合には、新技術あるいは特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、費用が適切であるかを審査し、最も優れた技術提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。

(入札の執行)

第 19 条 入札後、各入札参加者の入札価格を読み上げ「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了する。

(1) 予定価格の範囲内の者で総合評価を実施し、評価値の最も高い者について、落札者を決定する。ただし、低入札調査要領において失格とならないこととする。

(2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。ただし、落札者とならなかった者への通知は、落札結果等の公表をもってこれに代えることができる。

2 技術資料を提出期限までに提出しなかった者の入札書は無効とする。

(入札の辞退)

第 20 条 入札参加者は、入札書受付締切日時前であれば、いつでも電子調達システムにより辞退届を提出して入札を辞退することができる。ただし、入札書を提出した後は、辞退することができない。

2 前項の規定により、入札を辞退した者は、電子調達システムによる辞退届のほか、その理由を明記した書面による入札辞退届を入札執行者に開札日時までに持参しなければならない。

3 前項による理由が不適切であれば、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。

(入札結果等の公表)

第 21 条 技術資料の各項目評価結果、入札価格及び評価値については、落札者決定後に閲覧及び電子調達システムへの掲載により公表するものとする。ただし、技術提案の内容については公表しない。

2 前項本文に規定するもののほか、当該工事に総合評価方式を適用した理由についても公表するものとする。

(ペナルティ)

第 22 条 発注者が示す課題に対する技術提案が受注者の責により履行できなかった場合は、修補請求、請負金額の減額、工事成績評定点の減点等を必要に応じて行う。この場合において、工事成績評定点の減点は、加算点の最高点（分配点）で行う。

2 技術提案を除く評価項目に係る技術資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合には、通常の処分とは別に、工事成績評定点の減点を行う。

3 ペナルティの内容については、技術審査会の検討及び競争参加資格審査会の議を経て決定し、入札公告等及び契約書中に明記するものとする。

(技術提案の保護)

第 23 条 提出された技術提案は、それ自体が提案者の知的財産であるため、提案内容が他者に知られることのないようにするとともに、提案者の了承なく提案内容の全部又は一部を使用してはならない。

2 提出された技術提案については、当該入札に係る工事以降にその内容が一般的に使用されている状態となった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(その他)

第 24 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。